

愛媛県男女共同参画センターの概要

1 愛媛県男女共同参画センターとは

愛媛県男女共同参画センター(以下「センター」という。)は、愛媛県内における男女共同参画社会づくりの中核拠点として、女性の社会参加の促進、能力の開発等を通じて男女共同参画の推進を図るため、以下の各種事業を実施しています。

前身は、昭和62年11月に設置された「愛媛県婦人総合センター」で、平成3年度に「愛媛県女性総合センター」となり、平成23年度から現名称となっています。

また、平成14年度から配偶者暴力相談支援センターとしての業務(相談、指導、情報提供等)も担っています。

2 センターの事業内容

(1) 各種の研修、相談及び学習機会の提供

○ 研修事業

センター及び県内3～4地域でエンパワーメントカレッジを開講し、男女共同参画に関する学習機会の提供と参画への意識の高まりを図っています。

・ エンパワーメントカレッジ

講座名	目的	対象者
ママのためのライフバランスセミナー	子育ての負担軽減や仕事との両立等に必要な情報と自分の生き方や社会とのつながりを考える場を提供し、積極的に社会に関わるきっかけを作るとともに家庭からの男女共同参画を推進する。	子育て中(就学前)の女性
花咲くまでしこ応援塾	主に就業中の女性を対象にワーク・ライフ・バランスを踏まえながら、生涯を通じて自分らしく働き続け、自己実現を図るためのヒントを学習や実技から学ぶ。	主に就業中の女性
支援者のためのアドバンスセミナー	男女共同参画の視点で社会における先駆的、専門性のある課題等を取り上げ集中して学習する。	専門職の方
リーダー養成セミナー	リーダーに必要な理論や方法を学び、それを職場や地域等において実践しながら、男女共同参画の推進を図り、活躍していく人材を育てる。	組織やグループの中でリーダーを目指す方
人生100年時代のウェルエイジングセミナー	高齢者層を対象に高齢社会における個人と社会の様々な課題を解決する老年学(ジェロントロジー)を男女共同参画の視点で学び、心身ともにバランスのとれた生活と主体的で自立した豊かな生き方について考える。	概ね60代以上の方
公開講座	より多くの人に男女共同参画社会づくりへの関心と理解を広めるために、県外から専門性の高い講師を招き、男女共同参画の視点から社会問題を考察する。	県民一般

・ 地域エンパワーメントカレッジ

県内4カ所(令和5年度: 西条市、久万高原町、鬼北町、愛南町)

○ 相談事業

女性に関する様々な問題に専門的に応えるため、一般相談、心理相談及び法律相談からなる相談業務並びに配偶者暴力相談支援センターに関する業務を行っています。

区分	相談曜日及び時間	担当者
一般相談	火～金曜日 (電話)8:30～17:30 (面談)8:30～16:30 土・日曜日 8:30～16:30	女性相談員
心理相談	月4回(1～4木、予約制)13:00～17:00	臨床心理士
法律相談	月3回(1・2・4木、予約制)13:30～15:30	弁護士

- (2) 情報の収集及び提供
 図書情報資料室への新刊図書の購入や既存図書の整理及び管理のほか、男女共同参画に関する情報の収集・提供を行うとともに、松山市との連携事業の一つとして、松山市男女共同参画推進センターとの図書の相互返却等を実施しています。
- (3) 女性の文化活動、地域活動等への援助
 公的機関やグループ等が実施する男女共同参画関連の講座・セミナー等への講師紹介や企画運営面での助言、DV被害者対策への支援や助言を行っています。
 また、センターロビーの常設展示コーナーを、グループ等の活動や発表・交流の場として無料開放し、県民参加による親しみやすい施設運営を行うとともに、地域参画を促進するための情報提供やネットワークづくりを支援しています。
- (4) その他
 空調や消防等の附属設備の保守点検、植栽地管理等を計画的に実施し、安全で快適な施設環境維持を図るほか、施設内設備の修繕・改修を適宜行うなど、施設利用者の利便性向上に努めています。

3 センターの管理運営

センターは、公益財団法人えひめ女性財団が指定管理者(平成18年度から現在)となって管理運営されています。
 センターの開館日時は、毎週火曜日～日曜日の午前9時から午後5時まで(窓口受付時間)。ただし、施設利用の場合は午後9時まで。
 休館日は、毎週月曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日(その日が月曜日の場合はその翌日)及び12月29日から1月3日まで

4 所在地等

- (1) 所在地(愛媛県松山市山越町450番地)
- (2) 連絡方法(電話:089-926-1633 FAX:089-926-1661)
- (3) アクセス
 伊予鉄道市内電車(環状線又は本町線)本町六丁目下車 徒歩3分
 伊予鉄道郊外バス(北条又は堀江行)本町六丁目下車 徒歩3分

参 考	公益財団法人 えひめ女性財団とは
------------	-------------------------

えひめ女性財団は、愛媛県における男女共同参画社会づくりを推進するため、平成3年4月に愛媛県により設立(基本財産10億円の財団法人)され、平成25年4月1日から公益財団法人へ移行しました。
 この財団は、愛媛県男女共同参画センターを活動拠点に、男女共同参画社会の形成に向けた県民への意識啓発や学習支援、家庭・地域・職場づくりの促進のほか、愛媛県男女共同参画センターの指定管理者として管理運営を行っています。
 なお、この財団が実施する事業は次のとおりです。
 詳細は、財団のホームページ(<https://www.ehime-joseizaidan.com/>)をご覧ください。

- ① 男女共同参画に関する諸問題の総合的実践的研究
 男女共同参画に関する様々な調査研究に対する助成を行っています。
- ② 男女共同参画社会づくりに関する意識啓発
 えひめ男女共同参画フェスティバル、男女共同参画社会づくり推進イベント企画募集事業、男女共同参画こらぼねっとわーく開催事業、男女共同参画社会づくり推進県民大会開催事業、えひめ女性財団情報発信事業を行っています。
- ③ 男女共同参画の家庭・地域・職場づくりの促進
 男性のための共同参画セミナー開催事業及びえひめ女性財団出前講座開催事業を行っています。
- ④ 県男女共同参画センター管理運営事業(指定管理)
 県男女共同参画センターに係る各種事業(前述内容参照)を行っています。
- ⑤ 県性暴力被害者支援センター運営事業(県からの受託)
 「えひめ性暴力被害者支援センター」の運営を県から受託して行っています。
- ⑥ 男性相談業務
 男性が抱える様々な悩みや相談を受け付けています。